

# 木材チップ等の**自然発火**に注意！



## 木材チップ等

- ・ 木材チップ
- ・ 廃材
- ・ 樹皮
- ・ おが粉
- ・ かな屑
- ・ 木製ペレット  
など

弘前地区消防事務組合管内において、**木材チップ等の自然発火**が原因と推定される火災が数件発生しました。

木材チップ等を保管する場合には、自然発火による火災の発生に注意しなければなりません。

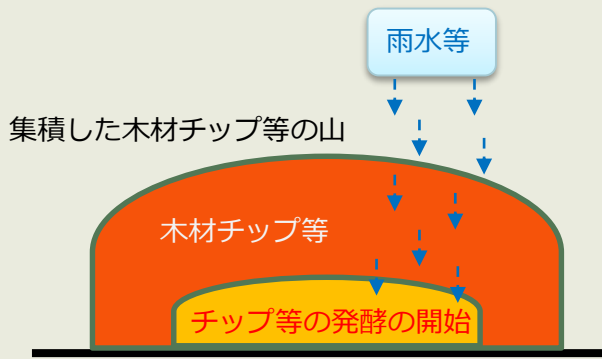
木材チップ等の火災は、微生物の代謝による発熱や可燃性ガスの発生、蓄熱と酸化反応などによって引き起こされます。降雨により堆積物の温度も上昇するので、屋外で大量に保管する場合には注意が必要です。

## ◆火災予防策

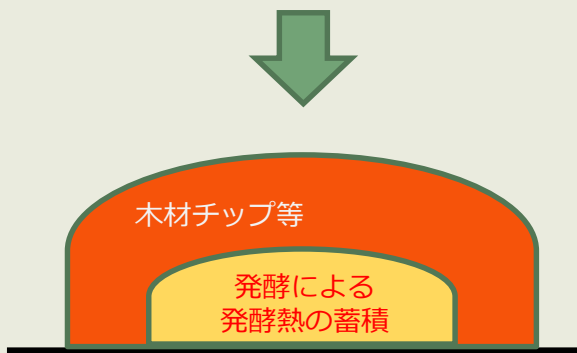
- ✓ 積み上げる高さを5 m以下にする  
(高さ5 mを超えると内部の蓄熱が促進されるため)
- ✓ 積み上げた山と山の距離間隔を2 m以上にする  
(個別に監視ができることと、火災発生時の消火活動スペース確保)
- ✓ 重機で毎日同じ場所に乗らない  
(重機の荷重による圧縮で、内部の発酵が進む原因となる)
- ✓ 定期的に堆積物の切り返しを行う  
(内部温度を下げ、自然発火が起こり得る環境にしない)
- ✓ 監視巡回を徹底する  
(火災早期発見)



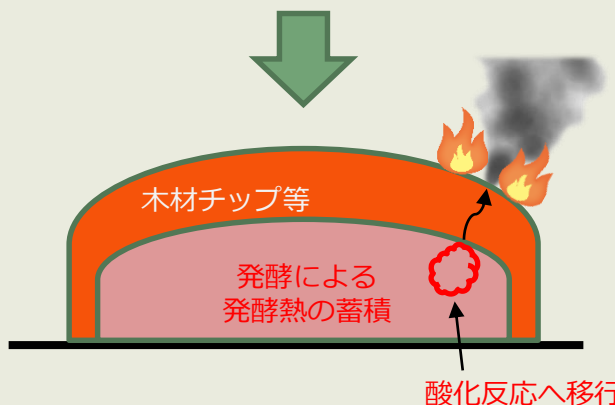
## ◆発火の推定メカニズム



①雨水などが徐々に積み上げた木材チップ等の内部に溜まり、微生物による発酵が始まる状態になる。



②発酵熱が蓄積される。  
(～60℃程度)



③発酵熱がさらに蓄積されると、自然酸化が加速して酸素が豊富な表層部で発煙する。

木材チップ等は、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして、下記の数量で「**指定可燃物**」として規制されます。

- ◆木材加工品及び木くず (家具類、建築廃材) 10 m<sup>3</sup>以上
  - ◆再生資源燃料 (廃棄物固形化燃料 RDF、RPF等) 1,000 kg以上
- ※指定可燃物貯蔵取扱の届出が必要なもの
- 木材加工品及び木くず 50m<sup>3</sup>以上
  - 再生資源燃料 1,000kg以上

